

別冊 参考資料

別冊資料 1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示一覧）

1 2018年6月5日第1回理事会提出

議案第3 SGEC文書の一部改正・廃止関係資料

SGEC文書1	一般社団法人 緑の循環認証会議 定款（改正）
---------	------------------------

SGEC文書2	SGEC認証制度の管理運営に関する文書（改正）
---------	-------------------------

SGEC付属文書2-2	SGECロゴマークの使用要領（改正）
-------------	--------------------

SGEC付属文書2-2-2-1	
-----------------	--

	SGEC認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について（新規）
--	---------------------------------

SGEC文書4	SGEC-CoC認証ガイドライン（改正）
---------	----------------------

SGEC文書5-2	SGEC／PEFC顕彰に関する文書（改正）
-----------	-----------------------

SGEC附属文書2-10-4	
----------------	--

SGEC附属文書2-10	「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC森林管理基準適合性確認事項について」（廃止）
--------------	---

SGEC附属文書2-10	SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の一部改正
--------------	---------------------------------------

2 2018年8月15日公示

－推奨事業－ スギ花粉対策の推進について

3 2018年11月1日 第2回理事会提出

SGEC文書及び同運用文書の一部改正（アイヌ規格関係）

4 2018年11月5日 PEFC本部提出

Revision of SGEC documents related to Ainu people

アイヌ民族に関するSGEC文書の改訂（対ベンPEFC CEO）

Issurance of a new SGEC document on countermeasure against hey fever

スギ花粉症に対処するためのSGEC文書の公示

5 2019年3月27日 第3回理事会提出

別冊資料4 森林認証管理要求事項 基準7で規定するモニタリングの実施方法について（新規）

6 参考（2018年2月HP公示）記事について

2018年1月29日付の朝日新聞（国際面）記事について

別冊資料 1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示）

1 2018年6月5日第1回理事会提出

議案第3 SGEC文書の一部改正・廃止関係資料

SGEC文書1	一般社団法人 緑の循環認証会議 定款（改正）
SGEC文書2	SGEC認証制度の管理運営に関する文書（改正）
SGEC附属文書2-2	SGECロゴマークの使用要領（改正）
SGEC附属文書2-2-2-1	SGEC認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について（新規）
SGEC文書4	SGEC-CoC認証ガイドライン（改正）
SGEC文書5-2	SGEC／PEFC顕彰に関する文書（改正）
SGEC附属文書2-10-4	SGEC附属文書2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC森林管理基準適合性確認事項について」（廃止）
SGEC附属文書2-10	SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の一部改正

SGEC/PEFC 認証規格/運用規定の改正案等

目次

- 一般社団法人緑の循環認証会議 定款等 (改正案)
- SGEC 認証制度の管理運営に関する文書
- SGEC ロゴマークの使用要領
- SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について
- SGEC-CoC 認証ガイドライン
- SGEC 附属文書 2-10-4「SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3.1.2」及び「II. 3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」(廃止)
- SGEC 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の一部改正

一般社団法人緑の循環認証会議 定款等（改正案）

2018 年度第 1 回評議委員会・理事会

SGEC文書 1 2011 社員総会 2018. 00. 00 一般社団法人緑の循環認証会議 定款（改正案） （名 称） 第 1 条 当法人は、一般社団法人緑の循環認証会議と称する。その英語名は、<u>Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes</u>とし、略称を SGEC/PEFC ジャパン (SGEC/PEFC-J)、呼称をエスジェック・ピーイーエフシー・ジャパンとする。 （目的） 第3条 当法人は、我が国において、<u>持続可能な森林経営の実現を目指す森林認証制度を管理運営し、そのもとで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。</u> また、<u>当法人は、PEFC との相互承認を行い、国際的な立場から持続可能な森林経営の実現を目指す PEFC 国際森林認証制度のネ</u>	SGEC文書 1 2011 社員総会 2014. 2. 3 一般社団法人緑の循環認証会議 定款（現行） （名 称） 第1条 当法人は、一般社団法人緑の循環認証会議と称する。その英語名は、Sustainable Green Ecosystem Councilとし、略称をSGEC、呼称をエスジェックとする。 （目 的） 第3条 当法人は、我が国において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。
--	---

ットワークに参画するとともに、PEFCの委任団体として日本国内におけるPEFC国際森林認証制度の管理を代行する。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 森林管理及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証等森林認証制度の管理運営に係る事業
- (2) PEFC国際森林認証制度との相互承認に係る事業
- (3) 持続可能な森林経営に関する調査・普及
- (4) CO₂吸収など森林機能及び森林技術の調査・普及
- (5) 森林産物の利用開発及び流通に関する調査・普及
- (6) 緑の循環に関する内外諸団体との連絡及び連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第9章 評議委員会

(評議委員会)

第52条 当法人の認証制度の管理運営に係る事項を審議するため評議委員会を設置する。

2 評議委員会は、会長の諮問を受けて、審議し、理事会に意見を述べる。

3 評議委員は、学識経験者等のうちから理事会が選任する。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 森林管理認証及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証等森林認証制度の管理運営に係る事業
- (2) 国際森林認証制度との相互承認等海外の森林認証制度との連携・協同に関する事業
- (3) 持続可能な森林経営に関する調査・普及
- (4) CO₂吸収など森林機能及び森林技術の調査・普及
- (5) 森林産物の利用開発及び流通に関する調査・普及
- (6) 緑の循環に関する内外諸団体との連絡及び連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第9章 評議委員会

(評議委員会)

第52条 当法人の認証制度の管理運営に係る事項を審議するため評議委員会を設置する。

2 評議委員会は、会長の諮問を受けて、審議し、理事会に意見を述べる。

3 評議委員は、学識経験者等のうちから理事会が選任する。

4 評議委員は10名以上25名以内とし、任期は2年以内とする。また、評議委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。 5 評議委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 6 評議委員会は会長が招集する。 7 評議委員会が、理事会に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。 (1) 評議委員会の開催日時及び場所 (2) 評議委員の出席状況 (3) 意見の内容	4 評議委員は10名以上20名以内とし、任期は2年以内とする。また、評議委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。 5 評議委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 6 評議委員会は会長が招集する。 7 評議委員会が、理事会に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。 (1) 評議委員会の開催日時及び場所 (2) 評議委員の出席状況 (3) 意見の内容
---	---

SGEC 認証制度の管理運営に関する文書

2017 年度第 3 回理事会

SGEC文書 2 2012 理事会 2018. 4. 1 SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 (総 則) 第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議 定款第 3 条第 2 項第 1 号の森林認証制度（以下「SGEC認証制度」という。）の管理運営については、この文書の定めるところによる。 この文書は、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において PEFC 国際規格との相互承認が認められている。	SGEC文書 2 2012 理事会 2016. 1. 1 SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 (総 則) 第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC」という。）定款第 3 条第 2 項第 1 号の認証制度の管理運営については、この文書の定めるところによる。 この文書は、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において PEFC 国際規格との相互承認が認められている。
--	---

SGEC ロゴマークの使用要領

2017 年度第 3 回理事会

SGEC 附属文書

2-2 2012

理事会

2018. 4. 1

SGEC ロゴマークの使用要領

6-2 製品上使用

6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、以下の様式に従い使用する。



SGEC 附属文書

2-2 2012

理事会

2016. 4. 1

SGEC ロゴマークの使用要領

6-2 製品上使用

6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、以下の様式に従い使用する。



『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC 認証 又は SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内



下部の文字：上記様式の線枠内に
所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。<u>なお、SGEC 認証材の含有率を SGEC 認証ラベルの一部として表示できる。（「X%SGEC 認証」）</u> 6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項 <u>認証材、管理材及びリサイクル材の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。</u> 6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル <u>認証原材料の含有率が 70%以上で、かつ、リサイクル原材料の含有率が 85%以下の原材料を含む製品を対象とする。</u> <u>なお、SGEC 認証材については、PEFC ロゴを同時に表示することができる。但し、この場合、納品書等において、SGEC 認証材及び PEFC 認証材の両方の主張を明記しなければならない。</u>	S6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。 6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項 6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル 6-2-3-2-1 認証原材料、他の原材料及びリサイクル原材料（リサイクル原材料の最大含有量 85%）が混合している一般製品の表示方法については次による。 ① 認証原材料認証率が 70%以上の場合は、SGEC 認証製品として SGEC ロゴマークを使用することができる。 ② 認証原材料認証率が 70%未満 10%以上の場合の製品に SGEC ロゴマークを使用する場合には「X%SGEC 認証」と表記しなければならない。 但し、この場合、認証率は 10%単位（一桁は 4 捨 5 入）とすることができる。 ③ 認証原材料認証率 10%未満の場合は、SGEC ロゴマークを使用することはできない。
--	---

	6-2-3-2-2 認証材住宅の認証材の認証率（当面、構造材に占める認証材の認証率でも可、但しラベルにその旨記載）での表記については次による。 ① 認証率が70%以上の場合は、SGEC 認証材住宅として認証し、SGEC ロゴマークを使用することができる。 ② 認証率が70%未満10%以上の場合に SGEC ロゴマークを使用する場合には、「X%SGEC 認証材住宅」と表記しなければならない。 但し、この場合、認証率は10%単位（一桁は4捨5入）とすることができる。 ③ 認証材率10%未満の場合には SGEC ロゴマークを使用することはできない。
--	---



SGEC 認証

この製品は持続可能な森林経営から生産された認証材を原料とする製品。但し、リサイクル材及び管理材を一部含む。
[X% SGEC 認証]

ロゴマークライセンス番号 www.sgec-eco.org/

＜当分の間下記の様式も使用可能＞



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC 認証

ロゴマークの幅の 1.5 以内



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：
横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内
縦：定められた必要な表記事項の範囲内



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC 認証 [X% SGEC 認証]

ロゴマークの幅の 1.5 以内



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：
横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ラベル名	SGEC 認証
ラベルの解説	SGEC 認証原材料により生産された製品に表示。リサイクル材又は管理材が混入する場合には、その旨「但し書」で明示。
SGEC 認証材原材料含有率	70%以上
リサイクル原材料含有率及び定義等	85%以下 リサイクル材の定義は、「SGEC 文書 4 2-24 リサイクル原材料」による。リサイクル原材料の含有量の計算は ISO/IEC14021 の規定に基づく。
管理材の定義	管理材の定義は「SGEC 文書 4 2-8 管理材」による。
原材料の定義	原材料の定義は「SGEC 附属文書 4-1」による。
ラベル使用上の留意事項	ラベル名、ラベル主張、ウェブサイトについて印字が困難な場合は省略可。 認証材含有率の表示可。
6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル <u>リサイクル原材料の含有率が70%以上の製品を対象とする。</u>	
6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル リサイクル原材料並びに認証原材料及び他の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。	



SGEC リサイクル

この製品はリサイクル材及び管理材を原料とする製品。

ロゴマークライセンス番号

www.sgrec-eco.org/

<下記の様式も当面使用可能>



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内

下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するとき
は、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

- ① この製品は、少なくとも70%以上のリサイクル原材料を原材料とする。
- ② 「SGEC認証」原材料を含む。



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内

下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するとき
は、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ラベル名	SGEC リサイクル	
ラベルの解説	リサイクル材を原材料とする製品。	
リサイクル材の定義等	SGEC 認証ラベルに同じ。	
管理材の定義	SGEC 認証ラベルに同じ。	
SGEC 認証原材料の含有率	70%以下	
リサイクル材原材料の含有率	70%以上	
原材料の定義	原材料の定義は「SGEC 附属文書 4-1」による。	
ラベル使用上の留意事項	ラベル名、ラベル主張、ウェブサイトは印字が困難な場合は省略可。 ISO/IEC14021 の規定に従ってメビウスの輪の使用可。	

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」に準拠し、次による。



＜当面の間下記の様式も使用可＞



附則：2018年4月1日から施行。但し、2019年4月1日までの間は、移行期間とすることができる。

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定に準拠することとし、「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」による。

6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用 (削除)

6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用

6-2-4-1 SGEC ロゴマーク（規格：本文書 3-2）を各種 SGEC 表示ツールとして使用できる。

6-2-4-2 SGEC 表示ツールの使用は次による。

- ① SGEC 認証木材・製品を表示するために、シール、刻印、押印スタンプ、標識看板、フラッグ及びシートのほか、広告宣伝用物品などに使用することができる。
- ② 認証木材・製品の保管、生産・加工、出荷など各 CoC 工程における認証生産物を明確に区分して表示するために、その所在の現場等に使用することができる。
- ③ 認証建築用材の表示として、「構造材」については部材別に、「羽柄材」、「野物」及び「造作材」については部材を束ねた「まとまり」別に等適宜な単位で、シール、スタンプ、刻印等を使用できる。

SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について

2017 年度第 3 回理事会

SGEC 附属文書

4-2-2-1 2018

会長決済

2018. 4. 1

SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について

認証 CoC 認証事業体が建築する認証材を使用した住宅及びこれに準ずる建築物の認証材の認証率の計算及び認証の表示等については次により行う。

1 認証材の認証率の計算及び認証の表示等については、SGEC 文書 4-2-2「SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド」の「3 プロジェクトの CoC 認証の実施」に準拠することとする。

2 この場合、当面、住宅等の特定部分を対象範囲とし、その旨を明らかにしたうえで認証率の計算及び公表を行うことができることとする。

なお、住宅等においては、木質構造部分（構造材）を対象範囲として認証率の計算を行うことができる。

附則：2018 年 4 月 1 日から施行。但し、2019 年 4 月 1 日までの間は、移行期間とすることができる。

SGEC-CoC認証ガイドライン

2017 年度第 3 回理事会

SGEC文書 4 2012 理事会 2018. 4. 1 SGEC-CoC認証ガイドライン 2 用語の定義 2-28-1 クリーンウッド法 (挿入) <u>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)」は2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。(農林水産省林野庁ホームページ参照)</u> 4 デューディリジェンスシステム (Due Diligence System DDS) に関する最低限の要求事項 4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表1～3の通りとする。 この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって林野庁ガイドラインに基づく<u>合法性証明及びクリーンウッド法第6条に規定する合法木材等の判断基準に基づき合法木材等として確認した場合の証明資料</u>を検証の上活用することができる。	SGEC文書 4 2012 理事会 2016. 1. 1 SGEC-CoC認証ガイドライン 2 用語の定義 4 デューディリジェンスシステム (Due Diligence System DDS) に関する最低限の要求事項 4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表1～3の通りとする。 この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって、林野庁ガイドラインに基づく<u>合法性証明</u>を検証の上活用することができる。
---	---

SGEC/PEFC 顕彰に関する文書

2017 年度第 3 回理事会

SGEC 附属文書 5-2 2012 会長決済 2018, 4, 1, SGEC/PEFC 顕彰に関する文書 2 顕彰の基準 (4) その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者 <u>また、上記以外に、SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する事業所を優良事業所として証することができる。</u> 3 顕彰の推薦及び決定 顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。 なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者と	SGEC 附属文書 5-2 2012 会長決済 2017, 4, 1, SGEC/PEFC 顕彰に関する文書 2 顕彰の基準 (4) その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者 3 顕彰の推薦及び決定 顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。 なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者
--	--

して会長が決定する。 <u>また、前項 SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する 優良事業所は会長がこれを決定することができる。</u>	として会長が決定する。
---	--------------------

SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」(廃止)

2017 年度第 3 回理事会

SGEC附属文書 2-10-4 2015 理事会 2018. 4. 1 SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」<u>(廃止)</u>	SGEC附属文書 2-10-4 2015 理事会 2016. 11. 1 SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」
--	--

新たに挿入文書

SGEC 運用文書「5」-2「森林管理認証審査の検証規格及びCoC審査検証規格の現地確認事項（参考）」

SGEC附属文書 2-10 2014 理事会 2018. 4. 1 SGEC・認証規格に基づく 認証業務を行う認証機関に関する要求事項 II 森林管理 3.2.2認証審査工数の決定(初回、更新) SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインに基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。	SGEC附属文書 2-10 2014 理事会 2016. 1. 1 SGEC・認証規格に基づく 認証業務を行う認証機関に関する要求事項 II 森林管理 3.2.2認証審査工数の決定(初回、更新) SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び<u>別に示す</u> <u>「SGEC森林管理基準適合性確認事項」</u>に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。
---	--

別冊資料1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示）

2 2018年8月15日公示

—推奨事業— スギ花粉対策の推進について

スギ花粉症対策の推進について（新規）

SGEC 附属文書

5-4 2018

会長決裁

2018. 8. 15

—推奨事業—

スギ花粉症対策の推進について

花粉症は、国民の約 3 割が罹患しており、社会的に大きな問題となっている。特に、スギ林は、全森林の約 2 割を、また、人工林の約 5 割を占めており、日本林業を推進する上で重要な樹林であるが、これが花粉の主な発生源となっていることに注目が集まっている。

スギは、日本の自然的立地に適した樹種として国内に広く分布しており、優良な木質資材の供給源として重要な役割を果たしてきた。今後においても、スギは、日本の郷土樹種（自生樹種）として森林の資源や環境を守り、また、環境にやさしい木質住空間や日常生活に欠かせない木工生活用具などを供給する原材料として不可欠である。

現在、スギの人工林は成熟期を迎えつつあり、その生産される木材資源の適正かつ高度な利用を進めつつ、収穫跡地に造成される後継森林を健全に育成していくことが極めて重要となっている。

このような状況の中で、今後のスギ収穫跡地のスギ林の造成に当たっては、「花粉の着生量が少ない品種の苗木」について、スギ花粉の発生状況等スギ林の生理生態について検証しつつ導入し、100年にも及ぶ超長期の事業として、花粉症の発症誘因とならないスギ林に改善し、「森林と人間の共存」を目指す森林づくりを推進する。

記

今後のスギ林の収穫後の後継森林の造成に当たっては、適地適木の観点から検証し、スギの適地には花粉発生量の少ない品種の苗木を導入するとともに、主として尾根筋、沢筋など広葉樹を導入することが妥当な箇所には天然林施業を推進し、スギ林及び広葉樹林が、それぞれの生育条件に応じて適正に混交する多様な森林の造成を目指すこととする。具体的には次により、現状のスギ花粉の過剰な飛散を改善しつつ、生物多様性や流域保全に十分機能する活力ある健全な森林の造成に努める。

- 1 スギの適地には、従来の植栽苗木の選定要件であった「気象・病虫害等への強い耐性」や「良好な成長」に加えて、「少ない花粉着生量」の素質を有する品種の苗木を積極的に選定して導入する。大都市圏等の都市近郊林にあっては、特にこのことを配慮する。
- 2 広葉樹を導入することを妥当とする箇所にあつては、天然力を活用した施業を積極的に導入する。

注意書：「花粉着生量の少ない品種の苗木」の供給については、都道府
県森林・林業部局及び同森林・林業研究機関に照会。

別冊資料1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示）

3 2018年11月1日 第2回理事会提出

SGEC文書及び同運用文書の一部改正（アイヌ規格関係）

2018 年 11 月 1 日

緑の循環認証会議 第2回評議委員会・理事会 議事次第

日時：2018 年 11 月 1 日 10：30 -12:00

会場：東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
治山治水協会大会議室

1 開会

2 主催者挨拶 緑の循環認証会議 佐々木会長

3. 議事

3.1 議題1 SGEC 文書及び同運用文書の一部改正（アイヌ規格関係）

- ・ SGEC 文書（森林管理認証基準・指標・ガイドライン）の一部改正
- ・ SGEC 運用文書「3」-1 の「基準-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続の改正

3.2. 議題2 その他

4. 閉会

SGEC 評議委員会・理事会 議案1資料（事務局案）

SGEC 文書（森林管理認証基準・指標・ガイドライン）の一部改正(案)

改正案	現行規格
5-1-5 森林管理者は、日本国の先住民族であるアイヌ民族について、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような、権利享有者の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意（FPIC）なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに森林管理をしなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない（PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.4」）。 森林管理者は、固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所について、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理しなければならない（PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.6」）。 確立された枠組の認識においては、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法、これまで及び今後の「アイヌ政策推進会議」の決定事項等にも留意しなければならない。 北海道においては、森林がアイヌ民族の文化等と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定におけるアイヌの人々の FPIC を確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。 注意書1: FPIC: Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意） 注意書2: 1997年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（通称「アイヌ文化振興法」）」が制定された。2007年、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008年6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で採択されると、政府もアイヌ民族が日本国の先住民族であると認め、内閣官房長官が「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。2009年7月に提出された同懇談会報告書は、「アイヌの人々が先住民族であるという認識」、すなわち「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強	5-1-5 森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、ILO169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。 北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー（利害関係者）であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組を持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組を併せて持たなければならない。 この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。 注意書1: 本基準の運用に当たっては、PEFCの規準文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。 注意書2: FPIC: Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意） 注意書3: アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。

い責任がある」という認識に基づいてアイヌ政策を展開していくことが必要とし、いくつかの具体的政策を提言している。2009年12月には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、同報告書の提言の具体化に向けた検討が進められている。

注意書3：北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課が実施している「北海道アイヌ生活実態調査」の報告書において「調査対象とした世帯数・人数」が公表されているが、この数値は、生活実態調査に回答したアイヌの世帯数・人数であり、北海道に居住するアイヌの世帯数・人数ではない。したがって、「振興局別調査対象とした世帯数・人数」において「0（ゼロ）」又は「－」と表記されている地域内にもアイヌの人々が居住している可能性があり、当該地域内の森林管理計画の策定においても、アイヌの人々のFPICを確保するよう努めなければならない。

附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 2015.3.25 一部改正 この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の 規定によることができるものとする。

附則 3 2015.10.14 及び 2015.12.10 一部改正 この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016 年1月1日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4 この改正文書（2016.2.10 日改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5 この改正文書（2016.10.14 日改正）は、2016 年 11 月 1 日から施行する。但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることができる。

附則 6 この改正文書（2018.11.1 日改正）は、2018 年 11 月 1 日から施行する。

但し 2018 年 12 月 31 日までは移行期間とすることができる。

附則 この文書は 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 2015.3.25 一部改正 この改正文書(2015.3.25 改正)は、2015 年 4 月 1 日から施行する。但し、2015 年 9 月 30 日までの間は、移行期間とし旧文書（2012 年 4 月 1 日施行）の 規定によることができるものとする。

附則 3 2015.10.14 及び 2015.12.10 一部改正 この改正文書(2015.10.14 改正)は、2016 年1月1日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4 この改正文書（2016.2.10 日改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 5 この改正文書（2016.10.14 日改正）は、2016 年 11 月 1 日から施行する。但し 2017 年 1 月 1 日までは移行期間とすることができる。

参照

ST 1003:2010 PEFC国際規格 持続可能な森林管理－ 要求事項（抜粋）

5.6.4 Forest management activities shall be conducted in recognition of the established framework of legal, customary and traditional rights such as outlined in ILO 169 and the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, which shall not be infringed upon without the free, prior and informed consent of the holders of the rights, including the provision of compensation where applicable. Where the extent of rights is not yet resolved or is in dispute there are processes for just and fair resolution. In such cases forest managers shall, in the interim, provide meaningful opportunities for parties to be engaged in forest management decisions whilst respecting the processes and roles and responsibilities laid out in the policies and laws where the certification takes place.

5.6.4 森林管理活動は、独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）及び先住民族の権利に関する国際連合宣言に明記されているような、権利享有者の自由な、事前の及び十分な情報に基づく合意なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに実施されなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない。

5.6.6 Sites with recognized specific historical, cultural or spiritual significance and areas fundamental to meeting the basic needs of local communities (e.g. health, subsistence) shall be protected or managed in a way that takes due regard of the significance of the site.

5.6.6 固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所は、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理されなければならない。

SGEC 評議委員会・理事会 議案1資料（事務局案）

SGEC運用文書「3」-1の「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査手続改正（案）

改正（案）	現行規格
SGEC 附属文書「3」-1 「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査手続 1 方針 アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」5-1-5に基づき、アイヌの人々の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意（FPIC）を確保するため、アイヌの人々又はその地域組織等と協議しなければならない。また、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成された若しくは生成されつつある慣習法における権利にも留意しなければならない。 2 認証審査手続 「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査においては、森林管理者がアイヌの人々のFPICを確保しているかを確認するため、以下の項目について審査する。 （1） 森林管理者は、当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー（利害関係者）として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等、必要な調査をしていること。 （2） 森林管理者は、前項で特定されたステークホルダーに対し、説明会又は通信手段等により、認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採、林道開設等の計画）について説明し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議していること。ステークホルダーを特定できなかった場合、森林管理者は、森林管理区域が所在する市町村に森林管理計画を説明し、地域住民が行政を通じて森林管理計画を知ることができるように努めていること。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たり、以下の事項について十分に配慮していること。 ① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。 ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。 ③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。	SGEC 運用文書「3」-1 「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査手順 1 方針 アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもと、森林に係るアイヌ文化を尊重することを基本とし、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を尊重するとともに、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法の関連条項を遵守し、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利に十分留意しつつ、FPIC（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行うこととする。 2 認証審査プロセス 「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査においては、以下のプロセスにより、森林管理者がFPICに従って公正に説明・協議を実施しているかを確認する。 （1） 森林の管理者（以下「森林管理者」という。）は、当該地域に所在するアイヌの人々の地域組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。地域組織の特定に当たっては、関係市町村や北海道アイヌ協会等の関係団体に照会する等、必要な調査を実施しなければならない。 （2） 森林管理者は、前項で特定されたアイヌの人々の地域組織に対し、認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採、林道開設等の計画）について、説明会若しくは通信手段等により説明し、協議しなければならない。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たって、以下の事項について特に配慮しなければならない。 ① 当該森林内における狩猟、染料や食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。 ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。 ③ その他当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

＜参考資料＞ 北海道教育委員会

- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト
- ・（２）の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料

（３） 前項の協議がまとまらない場合、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。

（４） 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織等との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存していること。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成していること。

注意書：本審査手順については、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ、来年度以降も継続して検討する。

附則

1 2016 年 10 月 14 日制定 施行

2 2017 年 9 月 26 日制定 施行

但し、2018 年 3 月 31 日まで移行期間とすることができる。

附則 2

2018 年 11 月 1 日制定 施行

但し 2018 年 12 月 31 日までは移行期間とすることができる。

＜参考資料＞ 北海道教育委員会

- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト
- ・（２）の配慮すべき事項に関係のあるその他のアイヌ関係資料

（３） 前項の協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求めると共に、必要に応じて現地調査、文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が公正にまとまるよう努めなければならない。

（４） 森林管理者は、アイヌの人々の地域組織との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。なお、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

注意書1：本基準の認証審査手順に関しては、「PEFC国際規格の持続可能な森林管理－要求事項（PEFC ST 1003:2010）5.6.4 森林管理行為」に準拠するものとする。

注意書2：本審査手順は、来年度以降も、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ更に検討することとする。

附則

1 2016 年 10 月 14 日制定 施行

2 2017 年 9 月 26 日制定 施行

但し、2018 年 3 月 31 日まで移行期間とすることができる。

アイヌ民族に係る森林管理認証に関するQ and A

2018 年11月1日

<想定問>

(アイヌ民族に係る森林管理認証手順)

(SGEC 運用文書「3」-1「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順)

問1 アイヌの人々に対するFPICを確保しているかどうかを確認するために、森林管理者は、具体的にどのようにアイヌの人々又はその地域組織をステークホルダーとしどのように特定するのか？

問2 ステークホルダーとして特定されたアイヌの人々又はその地域組織に対して、森林管理者はFPICを確保するために具体的にどのように森林管理計画の説明等を行うのか？

問3 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織が特定されない場合には、FPICを確保するために具体的にどのように対応すれば良いのか？

アイヌ民族に係る森林管理認証関するQ and A

<想定問答>

問1 アイヌの人々に対するFPICを確保しているかどうかを確認するために、森林管理者は、具体的にどのようにアイヌの人々又はその地域組織をステークホルダーとしどのように特定するのか？

(回答)

森林管理者は、当該地域に居住するアイヌの人々（以下「居住者」という。）又はその者が組織する組織（以下「地域組織」という。）については、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会した上で、次の手順に基づき実施し、可能な限り把握するように努め、ステークホルダーとして特定しなければならない。

（参照文書：「SGEC 運用文書「3」-1 の 2の（1）」）

- (1) 当該地域に居住するアイヌの人々の「地域組織」を特定することが出来る場合には、その「地域組織」をアイヌの人々のステークホルダーとして特定すること。
- (2) 前項「(1)」の「地域組織」としては特定できないが、同地域に居住するアイヌの「居住者」として特定できる場合には、その「居住者」をアイヌの人々のステークホルダーとして特定すること。
- (3) 前「(1)」及び「(2)」で規定するアイヌの人々のステークホルダーについて関係団体及び市町村に照会してもなお特定できない場合には、その経過を記録し保管しておくこと。

問2 ステークホルダーとして特定されたアイヌの人々又はその地域組織に対してPICを確保するために、森林管理者は、具体的にどのように森林管理計画の説明等を行うのか？

(回答)

- (1) 森林管理者は、「問1の回答内容」に基づき特定されたアイヌの人々のステークホルダーに対しては、説明会又は通信手段によって、「森林管理計画の区域」、「人工林、天然林等の森林内容」及び「立木伐採や林道開設の方針、留意事項」等の森林管理計画について説明し、当該ステークホルダーの意見及び要望を確認し、必要な場合には協議を行わなければならない。この場合、森林管理の実行に当たっては、次の事項について十分配慮しなければならない。

- ① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
- ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
- ③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

(2) 前「(1)」のアイヌの人々のステークホルダーとの協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めなければならない。

(3) 前「(1)及び(2)」のアイヌの人々のステークホルダーとの協議について、その内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

(参照文書：「SGEC 運用文書「3」-1の2」)

問3 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織が特定されない場合には、FPICを確保するために具体的にどのように対応すれば良いか？

(回答)

森林管理者は、アイヌの人々のステークホルダーが特定できない場合には、森林管理区域が所在する市町村に対して、「問2の回答内容」に基づき森林管理計画等を説明し、地域住民が行政を通じて森林管理計画を知ることができるように努めなければならない。

この場合、当該市町村を通じて、該当するアイヌの人々のステークホルダーとして特定される「地域組織」若しくは「居住者」が確認された場合に、その者から、当該森林管理計画の説明が求められ、その意見及び要望が提出された場合には、「問2の回答内容」に基づき適切に対応しなければならない。

(参照文書：「SGEC 運用文書「3」-1の2の(2)」)

〈参照文書〉

SGEC 運用文書「3」-1

「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手続(抜粋)

2 認証審査手続

「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、森林管理者がアイヌの人々のFPICを確保しているかを確認するため、以下の項目について審査する。

- (1) 森林管理者は、当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー(利害関係者)として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等、必要な調査をしていること。
- (2) 森林管理者は、前項で特定されたステークホルダーに対し、説明会又は通信手段等により、認証を取得する森林に係る森林管理計画(立木の伐採、林道開設等の計画)について説明し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議していること。ステークホルダーを特定できなかった場合、森林管理者は、森林管理区域が所在する市町村に森林管理計画を説明し、地域住民が行政をとおして森林管理計画を知ることができるように努めていること。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たり、以下の事項について十分に配慮していること。
 - ① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
 - ② 当該森林内におけるチノミシリ(祈りの場)等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
 - ③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

〈参考資料〉 北海道教育委員会

- ・ 国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・ アイヌ民族の遺跡リスト
- ・ (2)の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料

- (2) 前項の協議がまとまらない場合、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。
- (4) 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織等との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存していること。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成していること。

別冊資料 1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示）

4 2018年11月5日 PEFC本部提出

Revision of SGEC documents related to Ainu people

アイヌ民族に関するSGEC文書の改訂（対ベンPEFC CEO）

Issurance of a new SGEC document on countermeasure against

hey feverスギ花粉症に対処するためのSGEC文書の公示



Sustainable Green Ecosystem Council

SGEC/PEFC Japan

Nagata-cho Building 4F, 2-4-3 Nagata-cho

Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

TEL:03-6273-3358, FAX:03-6273-3368

E-mail:info@sgec-pefcj.jp <http://www.sgec-pefcj.jp>



November 5, 2018

Mr. Ben Gunneberg
CEO and Secretary General
the PEFC Council

CC: Mr. Michael Berger, PEFC Secretariat
Mr. Johan Vlieger, PEFC Secretariat

Issuance of a new SGEC document on countermeasures against hay fever

Dear Ben,

Regarding our recent communications on “No More Hay Fever” campaign, I appreciate very much for your support to the initiative and I have the pleasure to inform you that SGEC drew up and issued a new document on countermeasures against hay fever caused by Sugi (*Cryptomeria japonica*) pollen as shown in the attachment.

I hope that you could provide us with continuous support and understanding in our efforts to enhance sustainable forest management by promoting SGEC/PEFC forest certification.

Sincerely yours,

Kiyoo NAKAGAWA (Mr.)
Director and Chief of Secretariat
Sustainable Green Ecosystem Council
JAPAN

SGEC Attachment 5-4

Approved by the president of SGEC
on August 15th, 2018

— Recommended Initiative —

Promotion of countermeasures against hay fever caused by Sugi pollen

Around 30% of Japanese population is affected by hay fever. A major cause of the fever is pollen of Sugi (Japanese cedar, *Cryptomeria japonica*), and Sugi plantation, which is important for promoting forestry in Japan and accounts for about 20% of total forests and 50% of total artificial forests, is drawing attention as a measure source of the allergen.

Sugi is widely distributed throughout the country as a unique species to Japan, adapted to the country's natural condition, and has been widely used as a good quality wood material for a long time for houses, living utensils and etc. Also, in the future, Sugi is indispensable as a native tree species of Japan that protects the natural environment and supplies human-friendly living space and materials of wood products for daily life.

Currently Sugi plantations are entering into their maturity age and it is extremely important to promote appropriate and efficient utilization of their timber resources and ensure regeneration of successive forests on the harvested area.

Under such circumstances, SGEC promotes “co-existence of forests with human beings together” by introducing “varieties of Sugi seedlings which generate less pollen” in reforestation after harvesting of existing Sugi plantations based on examination physiological conditions of Sugi forests such as generation of pollen, and improving Sugi plantations so that they will be no more the sources of hay fever as a long-term target of over 100 years

<recommended measures>

Forest managers are encouraged to plant varieties of Sugi seedlings which generate less pollen in sites appropriate for Sugi plantation judged from the principle of “right species in right site”, when replanting after harvest of existing Sugi forests, while introducing natural forest management in the places like mountain ridges and riparian zones where it is appropriate to develop broad-leaved forests, seeking to develop diverse forests in which Sugi forests and broad-leaved forests are adequately intermixed depending on the growing conditions of the sites.

More specifically, forest managers are encouraged to develop healthy and vigorous forests fulfilling multi-functions of forests such as biodiversity conservation and watershed management, while controlling current excessive supply of Sugi pollen through the following measures;

1. to actively introduce varieties of Sugi seedlings with genetic character of “less pollen generation”, in addition to the conventional preferred characters of “resistant to climate and insect/disease damage” and “rapid growth”, when planting on the sites suitable for Sugi plantation. This should be particularly taken into account for replanting in the suburban areas near large cities.

2. to actively introduce an approach of forest management capitalizing on capability of natural regeneration of forests in the places where development of broad-leaved forests are considered appropriate.

Note: Regarding supply of “Sugi seedlings generating less pollen”, forest managers should consult with forestry department or forestry research institutes of prefectural governments.

(仮訳)

2018 年 11 月 5 日

宛先：ベン ガニバーグ Mr. Ben Gunneberg
最高経営責任者・事務局長 CEO and Secretary General
PEFC 評議会 the PEFC Council

CC: ミカエル・バーガー、PEFC 事務局 Mr. Michael Berger, PEFC Secretariat
ヨハン・ブリーガー、PEFC 事務局 Mr. Johan Vlieger, PEFC Secretariat

件名：アイヌ民族に関する SGEC 文書の改訂

親愛なるベン 様

アイヌ民族の問題に関しては、SGEC 理事会がアイヌ民族に関する SGEC 文書の更なる改訂を採択したことをお知らせすることができたことを嬉しく思います。この改正は、北海道アイヌ協会との継続的な協議と SGEC 評議員会の下に設立されたアイヌ民族問題に関するワーキンググループの議論の結果により行われました。

私は、SGEC と PEFC の信頼性を高めるために私たちが努力していることについて、貴殿の継続的な支援と理解を賜れば、幸甚に存じます。

改訂された文書と改訂経緯を本信に添付しますので、ご覧ください。

敬具

中川清郎
理事・事務局長
緑の循環認証会議、日本

(注：改訂したアイヌ関連規格（英文）の翻訳原稿は理事会決定（和文）のとおり。)

(仮訳)

別添

表題：SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証の基準・指標・ガイドライン」及び SGEC 運用文書 3-1「基準 5-1-5」の認証審査手順」の改訂過程

1. 事務局による草案作成前の協議

- (1) 2018 年 7 月 19 日：北海道アイヌ協会事務局と協議
- (2) 2018 年 7 月 19 日：北海道大学アイヌと先住民研究センター落合准教授と協議
- (3) 2018 年 7 月 20 日：北海道地域森林局と北海道府と協議

2. SGEC 事務局による草案の編集

2018 年 8 月 6 日：事務局草案の林野庁関連部門への説明・協議・編集

3. 作業部会による審議

2018 年 10 月 1 日：SGEC の専門部会の下に設立されたアイヌ民族問題に関する作業部会の会合を開催した。この部会には、北海道アイヌ協会、日本農業研究所、地球環境フォーラム、日本製紙（株）、日本治山治水協会のメンバーの他、北海道大学の落合准教授が顧問として加わり、改正案修正について議論がなされた。

4. SGEC のウェブサイトによる情報公開と意見聴取

作業部会の議論に基づいて軽微な変更を加えた改訂案（訳注：作業用原稿）を公式に SGEC のウェブサイトで公開し、改正案への意見提出を求め、また専門部会への参加を招請した。

5. 専門部会

2018 年 10 月 18 日：10 名の専門家が出席し、東京大学名誉教授永田博士が座長を務める専門部会を開催した。なお、ウェブサイトによる参加招請に応じた出席者はなく、意見提出もまたなかった。改正案は、いくつかの質問と回答の後、専門部会最終案として承認された。

6. 評議員会および取締役会

2018 年 11 月 1 日：評議員会および理事会を開催した。両会合で、専門部会から提案された改正案の最終案が採択された。

7. SGEC ウェブサイトによる公表

SGEC 文書の改訂版は、2018 年 11 月 1 日現在の SGEC ウェブサイトを通じて公表された。



Sustainable Green Ecosystem Council

SGEC/PEFC Japan

Nagata-cho Building 4F, 2-4-3 Nagata-cho

Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

TEL:03-6273-3358, FAX:03-6273-3368

E-mail:info@sgec-pefcj.jp <http://www.sgec-pefcj.jp>



November 5, 2018

Mr. Ben Gunneberg
CEO and Secretary General
the PEFC Council

CC: Mr. Michael Berger, PEFC Secretariat
Mr. Johan Vlieger, PEFC Secretariat

Revision of SGEC documents related to Ainu people

Dear Ben,

With respect to the Ainu people's issue, I have the pleasure to inform that SGEC Board of Directors adopted further revision of SGEC documents related to Ainu people. This revision is a result of continuous consultation with Ainu Association of Hokkaido and discussion in a working group on Ainu people's issue established under the Councilors Committee of SGEC, among others.

I would appreciate if you could provide us with continuous support and understanding in our efforts to enhance credibility of SGEC and PEFC.

The amended documents and its process in chronological order are shown in Attachment and Annex respectively.

Sincerely yours,

中川清郎

Kiyoo NAKAGAWA (Mr.)
Director and Chief of Secretariat
Sustainable Green Ecosystem Council
JAPAN

Attachment:

Revision of principle 5-1-5 of SGECC Document 3 “Principles, Indicators and Guidelines for SGECC Forest Management Certification”

Revised document , SGECC Board approved in November 1 st , 2018	Previous document
SGECC Document 3: Principles, Indicators and Guidelines for SGECC Forest Management Certification Requirements for Forest Management Certification	SGECC Document 3: Principles, Indicators and Guidelines for SGECC Forest Management Certification Requirements for Forest Management Certification
<principle related to Ainu people> 5-1-5 With respect to Ainu people, who are indigenous people in Japan, forest managers shall conduct forest management activities in recognition of the established framework of legal, customary and traditional rights as outlined in ILO 169 and the UN declaration on the Rights of Indigenous Peoples, which shall not be infringed upon without the free, prior and informed consent (FPIC) of the holders of the rights, including the provision of compensation where applicable. Where the extent of rights is not yet resolved or is in dispute there are processes for just and fair resolution. In such cases forest managers shall, in the interim, provide meaningful opportunities for parties to be engaged in forest management decisions whilst respecting the processes and roles and responsibilities laid out in the policies and laws where the certification takes place. (PEFC ST 1003:2010-5.6.4) Sites with recognized specific historical, cultural or spiritual significance and areas	<principle related to Ainu people> 5-1-5 Forest manager, recognizing that the Ainu living around the northern part of the Japanese Archipelago, especially in Hokkaido, are the indigenous people who have their original language, religion and cultural characteristics, shall give consideration, from a forest management viewpoint, to promotion of the Ainu policy based upon “the Experts’ report on the promotion of the Ainu policy” (hereinafter referred to as ‘the Report’), while respecting ILO No.169 and UN Declaration on the Right of Indigenous Peoples, and following Act on the Promotion of Ainu Culture, and Dissemination and Enlightenment of Knowledge about Ainu Tradition, etc. (hereinafter referred to as ‘the Ainu Culture Promotion Act’) and International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination. Moreover, forest manager in the district where the Ainu are living shall have

fundamental to meeting the basic needs of local communities (e.g. health, subsistence) shall be protected or managed in a way that takes due regard of the significance of the site. (PEFC ST 1003:2010-5.6.6.) In recognition of the established framework mentioned above, forest managers shall take into account, among others, international laws such as International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination and International Covenant on Civil and Political Rights, domestic laws such as Act on the Promotion of Ainu Culture, and Dissemination and Enlightenment of Knowledge about Ainu Tradition (hereinafter referred as “Ainu Culture Promotion Act”), and the resolutions by “Council for Ainu Policy Promotion” until today and in the future. In Hokkaido, where forests are closely related with culture and other aspects of Ainu people, procedures to provide Ainu people with sufficient prior information through explanatory meetings or other measures of communication, to confirm their views and requests, and to consult with them, when necessary, shall be prepared in order to secure FPIC of Ainu people. Forest managers shall make the utmost effort to identify Ainu people and their local organization(s) who require FPIC by acquiring information from municipal governments and other related organizations. Note 1: FPIC: Free, prior and informed consent Note 2: “Ainu Culture Promotion Act” was enacted in 1997, aiming to realize a society in which the pride of Ainu people as an ethnic group is respected.	a process/ mechanism to hear views of a regional organization(s) of Ainu as a stakeholder through explanatory meetings or other measures of communication and consult with them on the matters related to management of the forest concerned in accordance with FPIC. With respect to the consultation, forest manager shall also have a process/mechanism to arrive at a fair solution, while respecting/following the above-mentioned conventions, declaration, etc. Note 1: Application of this principle should be conducted in accordance with the PEFC standard documents, and should not be distinguished between “respecting” and “following” in weighing importance. Note 2: FPIC: Free, Prior and Informed Consent Note 3: “Ainu Culture Promotion Act” was enacted in 1997, aiming to realize a society in which the pride of Ainu people as an ethnic group is respected. “Advisory Council for Future Ainu Policy” was established within the Japanese government, in response to the “Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP)” adopted by the United Nations General Assembly in 2007, and the “Resolution to Recognize the Ainu as an Indigenous People” adopted by the House of Representatives and the House of Councilors in 2008 based on the aim of international conventions on human rights such as International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination.
---	---

Later, after the “Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP)” was adopted by the United Nations General Assembly in 2007 and the “Resolution to Recognize the Ainu as an Indigenous People” was adopted by the House of Representatives and the House of Councilors of Japanese Diet in June 2008, the Government of Japan admitted Ainu people as an indigenous people, and Chief Cabinet Secretary established “Advisory Council for Future Ainu Policy”. The final report of the advisory council, released in July 2009, stated that the future Ainu policy should be developed “under the recognition that the Ainu are an indigenous people”, and derived from “the recognition that the national government has a great responsibility to take sufficient measures to ensure the revival of indigenous Ainu culture, taking into consideration the historical context of how the modernization of Japan as a national policy seriously damaged their culture”, and proposed several concrete policies. Afterwards, in December 2009, the “Council for Ainu Policy Promotion” was established in the Government with Chief Cabinet Secretary as the chairperson and materialization of the proposed policies are now being deliberated.

Note 3: The report of “Hokkaido Ainu Living Conditions Survey” compiled by Ainu Policy Division, Ainu Measures Promotion Bureau, Department of Environment and Lifestyle, Hokkaido Prefectural Government, include the data on “number of targeted households and people”. However, this number shows only number of households or people who answered the survey and

Afterwards, the final report of the advisory council, released in July 2009, stated that the future Ainu policy should be developed based on the recognition of indigenousness of Ainu people. Furthermore, following the above report, the “Council for Ainu Policy Promotion” was established in the Government in order to promote integrated and effective Ainu policy reflecting opinions of Ainu people etc.

In light of the above historical context, the Government is currently promoting policies in which priorities are put on promotion, enlightenment and dissemination of Ainu culture, and improvement of livelihood of Ainu people.

does not necessarily reflect number of Ainu households and people living in Hokkaido. Therefore, there is possibility that Ainu people actually live in the area where “number of targeted households and people” in the survey was recorded “zero” or “-“, and, therefore, forest managers shall make efforts to secure FPIC of Ainu people even in such area when formulating a forest management plan.	
--	--

Operational Document 3-1, SGEC Document 3 – Comparative table on Revised and Previous document, revised as Operational Document “3”-1

Revised document , SGEC Board approved in November 1st, 2018	Previous document
SGEC Operational Document “3”-1 Procedures of Certification Evaluation with respect to Principle 5-1-5 of SGEC Document 3 1. General principle In conducting forest management in an area where Ainu people reside, forest managers shall make consultation with Ainu people or a regional organization(s) of Ainu people in the area concerned in order to secure free, prior, informed consent (FPIC) of Ainu people based on Principle 5-1-5 of SGEC Document 3 “Principles, Indicators and Guidelines for SGEC Forest Management Certification”. Forest managers shall pay attention to rights under customary law which are generated or being generated through general customary practices recognized internationally and domestically. 2. Certification Evaluation Process In conducting certification evaluation related to Principle 5-1-5 (Ainu people), the following points are evaluated in order to confirm whether forest managers secure FPIC of Ainu people or not.	SGEC Operational Document “3”-1 Procedures of Certification Evaluation with respect to Principle 5-1-5 of SGEC Document 3 1. General principle A forest manager, respecting Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries (ILO169) and UN Declaration on the Right of Indigenous Peoples, following international laws such as International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination and International Covenant on Civil and Political Rights of International Covenants on Human Rights, also following related articles of domestic laws such as Act on the Promotion of Ainu Culture, and Dissemination and Enlightenment of Knowledge about Ainu Tradition, etc., paying sufficient attention to rights under customary law which are generated or being generated through general customary practices recognized internationally and domestically, shall make consultation with a regional organization(s) of Ainu people in accordance with FPIC (Free Prior Informed Consent) in conducting forest management in an area where Ainu people reside, with respect for culture of Ainu people related to forests and recognition that the Ainu are the indigenous people who have their

(1) Forest managers shall identify Ainu people who reside in the area of forest management concerned or local organization(s) of Ainu people located in the area as stakeholders. In identifying these stakeholders, the forest managers shall conduct necessary survey by, for example, acquiring information from local governments and/or other relevant organizations such as Ainu Association of Hokkaido. (2) Forest managers shall deliver explanation to the stakeholders identified as described in above (1) through meetings and/or other communication measures regarding a management plan (timber harvesting, forest road construction, etc.) of the forest of which the forest managers apply for certification, confirm their views and requests, and make consultation with them when necessary. If forest managers are not able to identify stakeholders, they shall explain the forest management plan to the municipal government(s) at the location of their forest management area so that local residents are able to acquire information on the forest management plan through the municipal government(s). Forest managers shall pay particular attention to the following issues in managing the forest; ①protection of customary practices of Ainu people in the forest concerned	original culture and identity. 2. Certification Evaluation Process In conducting certification evaluation related to Principle 5-1-5 (Ainu people), it shall be evaluated whether a forest manager deliver explanation and/or make consultation in a fair manner in accordance with FPIC with the following procedures. (1) A forest manager shall identify a local organization(s) of Ainu people located in the area concerned as a stakeholder. In identifying the local organization(s), the forest manager shall conduct necessary survey by, for example, acquiring information from local governments and/or other relevant organizations such as Ainu Association of Hokkaido. (2) The forest manger shall deliver explanation and/or make consultation with the local organization(s) of Ainu people regarding a management plan (timber harvesting, forest road construction, etc.) of the forest which the forest manager(s) applies for certification, through meetings and/or communication measures. The forest manager(s) shall pay particular
--	---

such as hunting or gathering of plants used as dye or food ②protection of sites of spiritual significance for Ainu people such as “chinomishiri” (sites for prayer) ③protection of other culture and customs of Ainu people related to the forest concerned <references> Board of Education, Hokkaido • List of cultural assets designated by the national government, Hokkaido prefectural government and municipal governments • Candidates of designated cultural or scenic sites related to Ainu culture • List of historical remains or monuments of Ainu people • Other Ainu concerned documents related to particular attention shown in the above (2) (3) In case that a solution is not reached through the consultation described in the above, the forest managers shall seek advice from relevant organizations such as municipal governments and make further effort to reach an appropriate and fair solution through, for example, additional explanation based on a field survey and document survey upon necessity. (4) The forest managers shall keep written records of the content and process	attention to the following issues in managing the forest; ①protection of customary practices of Ainu people in the forest concerned such as hunting or gathering of plants used as dye or food ②protection of sites of spiritual significance for Ainu people such as “chinomishiri” (sites for prayer) ③protection of other culture and customs of Ainu people related to the forest concerned <references> Board of Education, Hokkaido • List of cultural assets designated by the national government, Hokkaido prefectural government and municipal governments • Candidates of designated cultural or scenic sites related to Ainu culture • List of historical remains or monuments of Ainu people • Other Ainu concerned documents related to particular attention shown in the above (2) (3) In case a solution is not reached through the consultation described in the above, the forest manager(s) shall seek advice from relevant organizations such as municipal governments and make further effort to reach a fair solution through, for example, additional explanation based on a field
---	--

of the consultation with Ainu people or the local Ainu organization(s). When necessary, a written record agreed by both sides shall be made. Note: These procedures are under continuous review in the next year and thereafter based on the actual situation of certification evaluation and opinions of stakeholders.	survey and document survey upon necessity. (4) The forest manager(s) shall keep written records of the content and process of the consultation with the local Ainu organization(s). When necessary, a written record agreed by both sides shall be made. Note1 : Certification evaluation procedures stipulated in this standard are to comply with 5.6.4 “Forest management activities” of PEFC 1003:2010 “Sustainable Forest Management -Requirements”. Note2: This evaluation procedures are to be further reviewed in the next fiscal year and after, based on the actual implementation of certification evaluation and opinions provided by stakeholders.
---	---

Revision Process of SGEC Document 3 “Principles, Indicators and Guidelines for SGEC Forest Management Certification” and SGEC Operational Document 3-1 “certification evaluation procedures on Principle 5-1-5 of SGEC Document” in chronological order

1. Consultation prior to drafting by the secretariat
 - (1) Consultation with the secretariat of Ainu Association of Hokkaido on July 19th, 2018
 - (2) Consultation with Dr. Ochiai, Associate Professor, Center for Ainu and Indigenous Studies, Hokkaido University, on July 19th, 2018
 - (3) Consultation with Hokkaido Regional Forest Office and Hokkaido Prefectural Government on July 20th, 2018
2. Compilation of a draft amendment by SGEC secretariat

A secretariat draft of the amendment was compiled after further consultation with the relevant section of Forestry Agency, on August 6th, 2018.
3. Deliberation by the working group

A meeting of the working group on Ainu people`s issue which was established under the Expert Committee of SGEC was held on October 1st, with members from Ainu Association of Hokkaido, Japan Agricultural Research Institute, Global Environmental Forum, Nippon Paper Company, Japan Forest Conservation Association and also joined by Dr. Ochiai from Hokkaido University as an advisor, and the draft amendment was discussed.
4. Public consultation through SGEC website.

The draft with minor changes based on the working group discussion was disclosed in the SGEC website. Opinions to the draft and participation to the expert committee meeting was publicly invited.
5. Expert committee meeting

An expert committee meeting was held on October 18th, 2018 with attendance of 10 experts and chaired by Dr. Nagata, Professor Emeritus of

the University of Tokyo. There was no attendant or opinion in response to public consultation. The draft was approved by the committee after several questions and answers.

6. Councilors Committee meeting and Board of Directors meeting

A councilors Committee meeting and Board of Directors meeting were held on November 1st, 2018, and both meetings adopted the draft amendment as proposed.

7. Public announcement via SGEC website

The amendment of SGEC documents was publicly announced through SGEC website as of November 1st, 2018.

別冊資料 1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示）

5 2019年3月27日 第3回理事会提出

別冊資料 4 森林認証管理要求事項 基準 7 で規定するモニタリングの実施方法について

2018年度一般社団法人 緑の循環認証会議(SGEC/PEFC ジャパン) 第3回理事会・評議委員会

別冊資料4 森林認証管理要求事項 基準7で規定するモニタリングの実施方法について

SGEC 運用文書「3」-2

2019年4月1日制定

SGEC 文書3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」の

3 森林認証管理要求事項 基準7で規定する モニタリングの実施方法について

はじめに

本文書は、SGEC 文書3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(以下「SGEC 文書3」という。)」の「3 森林認証管理要求事項 基準7」及び、PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理—要求事項」の「9.1 モニタリング、測定、分析及び評価」に準拠して策定したものである。

森林管理者は、本文書の規定を範として、現地の実態に即して、認証森林のモニタリングを実施することとする。

目 次

○ モニタリング調査の方法

- 1 森林施業履歴及び被害等の記録
- 2 固定調査点(固定プロット)設定・調査
- 3 社会・経済的環境に関する概況調査
- 4 モニタリング調査結果の検討

○ モニタリング調査について

モニタリング調査は、認証森林の施業及び被害に関する記録(SGEC 文書3の「7-3-1」)や森林施業実行に伴う森林の諸機能に及ぼす効果・影響、固定プロットにおける継続調査、更には社会・経済的な影響調査を含めて、少なくとも年1回定期的に実施しなければならない。

1 森林施業履歴及び被害等の記録

1.1 認証森林の所在地

認証森林の所在地を明示する。

〈認証森林所在地及び森林管理者(参考例)〉

表 1-1 認証森林所在地及び森林管理者(参考例)

(作成・更新年月日:)

認証森林の名称		備考
認証森林の所在地(県、市町村、番地)		
森林管理者名		

注: 森林管理者名の備考欄には、施業受託の場合、その旨を記載。

表 1-2 認証森林所在地(林小班)一覧表(参考例)(作成・更新年月日)

認証森林の名称				備考
林班名	林班の内訳(小班、小班の細分)	面積(小班、小班の細分毎)	林種	

(森林の所在地位置図を添付)

注1: 林種欄には天然林、人工林別及び主な樹種を記載。

注2: 備考欄には施業制限等のある森林について、その制限内容を記載。

1.2 森林施業履歴記録の作成

認証森林の場所(林小班)別に、年度別、作業種別の施業履歴を「表 1-3」を参考にして記録する(SGEC 文書3「7-3-1」)。また、実施した森林施業に関連して、「生物多様性の保全」、「土壌及び水資源の保全」及び「森林の生産力や健全性」の観点から今後の森林施業上留意すべき事項について、必要な情報を記録する。なお、事業の着手時、実施途上、完了時等における現地確認結果を記録する。

<森林施業履歴記録簿様式(参考例)>

表 1-3 施業履歴記録(〇〇 年) 様式

認証森林の名称:

認証森林の位置:

年	林小班	伐採			更新			補植/改植				保育			間伐			備考
		方法	面積	時期	樹種	面積	時期	区分	樹種	面積	時期	区分	面積	時期	方法	面積	時期	
								補植				下刈						
								改植				除伐						
												ツル切						
												枝打						

注1:伐採の方法欄には、皆伐・択伐・その他(更新伐等)の別を記載。

注2:間伐の方法欄には、切りすて、利用の別を記載。

注3:備考欄に事業の着手時、実施途上、完了時等における現地確認結果を記録する。

注4:任意の様式により、実施した森林施業に関連して、SGEC 文書3の「基準2 生物多様性の保全」、「基準3 土壌及び水資源の保全と維持」及び「基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持」の観点から留意すべき事項について、今後の森林施業を実施するうえで必要な情報を記録する。('森林管理認証審査の検証規格及びCoC 審査検証規格の現地確認事項(参考)」を参照)

1.3 森林被害等の記録の作成

認証森林の場所(林小班)別に、病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害填補状況について、「表 1-4」を参考にして記録する(SGEC 文書 3 の「7-3-1」)。

また、実施した森林施業に関連して、「生物多様性の保全」、「土壌及び水資源の保全」及び「森林の生産力や健全性」の観点から今後の森林施業を実施するうえで留意すべき事項について、必要な情報を記録する。

< 森林被害等の記録様式(参考例) >

表 1-4 森林被害記録様式

森林の名称:

森林の位置:

年	林 小 班	病虫害				獣害				森林火災				気象害				その他				備考
		種 類	面 積	時 期	対 処	種 類	面 積	時 期	対 処	種 類	面 積	時 期	対 処	種 類	面 積	時 期	対 処	種 類	面 積	時 期	対 処	

注1:その他欄には、盗伐、誤伐等の被害を必要に応じて記載する。

注 2:また、任意の様式により、SGEC 文書 3 の「基準 2 生物多様性の保全」、「基準 3 土壌及び水資源の保全と維持」及び「基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持」の観点から留意すべき事項について記録する。(SGEC 運用文書「5」-2 「森林管理認証審査の検証規格及び CoC 審査検証規格の現地確認事項 (参考)」を参照)

2 固定調査点(固定プロット)設定・調査

2.1 固定プロットの調査

プロットの選定に当たっては、森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から、次の事項を含む森林管理計画等の達成状況等を検証するために必要な項目についてリストを作成し、この調査が可能であるものとする。

- ・森林施業の実施による林分の構成、成林及び成長状況
- ・森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象や自然発生火災を含む火災等の被災状況
- ・森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性や活力に及ぼす影響

2.2 固定プロット設定

2.2.1 固定プロット設定箇所の選定

前記 3.1 の調査を実施するため、検証に必要な調査項目を念頭に、平均的な林分を選定して固定プロットを設定する。

2.2.2 平均的な林分の単位

原則として認証対象森林面積が 100ha を超える森林認証にあっては、樹種、林相、施業の一体性等を考慮して概ね 100ha を 1 単位区域とし、単位区域ごとの平均的な林分において 1 箇所を固定プロットとして選定する。但し、現地サンプリングの方法としては、グループ森林認証の場合(会社有林などで、附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件を満たす森林を含む)においては、サイトとの関連性を十分考慮しつつ、認証森林の実態が十分反映された場合は、適正な固定プロットの単位面積、箇所数とすることができる。

なお、この単位区域の面積は、認証面積の規模、現況等を勘案し、適切な面積とする。また、森林面積が 100ha 以下であっても、少なくとも 1 箇所は固定プロットを設置し、調査を実施する。また、間伐などの実施に伴って、設定する調査プロットが本調査の目的に適合する場合には、それを採用することができる。

2.2.3 固定プロットの面積及び形状

1プロットの面積は、原則として水平投影面積で 0.04ha とし、形状は原則として中心杭から半径 11.28m の円形とするが、ほぼ同面積となる方形とすることも差し支えない。ただし、幼、壮令林等森林植生の実態に応じて、全体を反映すると判断できる場合は、1プロット面積を 0.01ha とすることができる。

2.2.4 調査の時期

プロットにおける調査の時期は、生葉による樹種及び草本の種類の判別が可能な時期とする。

但し、プロットを含む一帯の森林の被災、又は当該森林の環境における大きな変化の発生等により、早急にその実態を把握する必要がある場合は、臨時的に調査を実施しなければならない。

2.2.5 調査内容

調査内容は原則として「表 2-1」のとおりとするが、必要に応じて追加するものとする。

表 2-1 固定調査プロットにおける調査内容

区分	調査内容
調査プロットの位置	林小班名、明認点との位置関係、中心位置への杭の打設等によりプロットの中心位置を明示、記録する。可能ならば GPS による経緯度、地形図へ位置を記録する。
地況	標高、方位、傾斜、局所地形、表層地質、土壌型分類、土壌浸食度、車道からの距離、集落からの距離
概況	土地所有区分、法令に基づく地域指定、法令以外の地域指定、伐採方法の指定、森林簿上の林種及び樹種
林分構成	(優占樹種又は育成目的樹種について) 樹種、林型(単相林・複層林)、更新方法(人工植栽、萌芽更新、天然下種更新等)
施業履歴	林齢、実施された施業の種類(表1-3「森林施業履歴記録簿」による。)
被害履歴	病虫獣害、気象災害、又はその他の被災と対処(表 1-4 「森林被害記録」による)
立木の現況	優占樹種(育成目的樹種)について樹種、胸高直径、樹高の毎木調査、 被圧木又は被害木について本数、状況(剥皮、空洞等)
伐根	伐根径、年輪数、腐朽度、伐採理由(前生樹の皆伐、間伐、被害木処理等)
倒木	中央径、樹長、腐朽度、原因(風雪害、病虫獣害等)
下層植生	階層構造(上・中・下層)の有無、階層別の植被率・主な樹種又は草本の種類・優占度

3. 社会・経済的な管理に関する概況調査

認証対象森林の賦存する流域における社会・経済的な状況、認証林産物のサプライチェーン、アイヌの人々を含む地域住民やステークホルダー、森林施業等に携わる従事者の安全衛生対策等を踏まえ、表 3-1 を参考として調査を行うこととし、必要に応じて追加するものとする。

表 3-1 社会・経済的な状況等に関する調査内容(参考例)

区分	調査内容
流域における森林生態系のサービスの状況	洪水・斜面崩壊・流木等の災害の防災減災、農水産業の生産環境、住民の生活環境
認証林産物(非木材林産物を含む。)の供給・流通の状況	認証林産物の流通、林産業の振興
地域住民(アイヌの人々を含む。)、ステークホルダー等に対する影響	紛争や苦情、慣行利用による生活資材の供給、森林レクリエーション、ボランティア活動、文化活動
従事者の労働安全衛生	請負事業者毎に、下記を記載する。 雇用条件の順守、教育・訓練の実施

4 モニタリング調査結果の検討

4.1 モニタリング調査結果の検討

継続調査・点検・評価(モニタリング)調査の結果は、森林管理組織の内部監査において、森林管理計画の達成度、認証森林の環境に対する影響及び社会・経済的環境について、自ら調査し(自己検証)、その評価、改善点等の検討を行い、森林管理計画の改訂に反映させる。

4.2 森林管理計画の施業計画の達成度に関する検討

森林管理計画における各施業の計画量もとに前記「1 森林施業履歴及び被害等の記録」の結果を検証・分析して評価し、必要な改善措置を検討し、表 4-2 「認証対象森林の自然環境に関する影響評価チェックリスト(参考例)」を参考にして記入する。

表 4-1 森林管理計画の施業計画の達成度チェックリスト(参考例)

認証森林の名称:

認証森林の位置:

区分	SGEC 文書3の項目	内容	森林管理計画における施業計画の達成度の評価		改善措置
			十分	不十分	
施業履歴	4.3.1	伐採、更新			
	4.3.4	補植/改植			
	4.5.2	保育(下刈、除伐、ツル切、枝打)			
	4.6.3	間伐			
被害履歴	4.7.2	森林病虫害の発生と対処			
	4.7.2	森林獣害の発生と対処			
	4.8.3	森林火災の発生と対処			
	7.3.1	気象害の発生と対処			
		その他			
路網	3.5.2	維持・管理体制			

4.3 認証対象森林の自然環境に関する影響評価

森林管理計画における「持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針」をもとにして、1.「森林施業履歴及び被害等の記録」及び 2.「固定調査プロットにおける調査」の結果に基づき検証・分析のうえ評価し、[表 4-2]を参考にして必要な改善措置を検討する。

表 4-2 認証対象森林の自然環境に関する影響評価チェックリスト(参考例)

認証森林の名称:

認証森林の位置:

基準	チェック内容	箇所数	評価結果	改善事項の指摘	改善措置
SGEC 文書3の基準 2「生物多様性の保全」	保存に配慮すべき貴重な動植物等が存在する林分、溪畔林等について、適切な保全対策がとられているか。	モニタリングプロット			
		施業実施箇所			
SGEC 文書3の基準 3「土壌及び水資源の保全と維持」	急傾斜地、荒廃林地、林内路の路面及び法面について、適切な土壌保全や荒廃の復旧対策がとられているか。	モニタリングプロット			
		施業実施箇所			
SGEC 文書3の「基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持」	伐採・更新・保育・保護等について、適切な対応がとられているか。	モニタリングプロット			
		施業実施箇所			

注 1:前記「2 固定調査点(固定プロット)設定・調査」から考察されること。

注 2:前記「1 森林施業履歴及び森林被害等の記録」から考察されること。

注3:チェックに当たっては、SGEC 運用文書「5」-2「森林管理認証審査の検証規格及びCoC審査検証規格の現地確認事項(参考)」を参照すること。

4・3 社会・経済的環境影響評価に関する検討

森林管理計画における「持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針」に基づく事業の実行結果について、「4 社会・経済的な管理に関する概況調査」の調査結果を検証・分析のうえ評価して記入し、また、「表 4-3」を参考に必要な改善措置を検討し、記録する。

表 4-3 社会・経済的環境影響評価チェックリスト(参考例)

認証森林の名称:

認証森林の位置:

区分	評価結果	改善事項の指摘	改善措置
流域における森林生態系のサービスの状況			
認証林産物(非木材林産物を含む。)の供給・流通の状況			
地域住民(アイヌの人々を含む。)、ステークホルダー等に対する影響の状況			
労働安全衛生対策の状況			

以上

別冊資料1 SGEC規格（2018年度制定・改正・公示）

6 参考（2018年2月HP公示）記事について

2018年1月29日付の朝日新聞（国際面）記事について



SGEC/31-01-01

SGEC/PEFC-Japan

Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the
Endorsement of Forest Certification scheme

Nagata-cho building 4F, 2-4-3 Nagata-cho, Chiyodaku, Tokyo, Japan

Tel +81-3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368 <http://www.sgec-eco.org>



PEFC/31-01-02

2018 年 2 月

関係各位

2018 年 1 月 29 日付の朝日新聞(国際面)記事について

皆様方におかれましては、PEFC 国際認証制度について日頃からご支援、ご理解を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、去る 1 月 29 日付け朝日新聞の 9 面に、「木材最大の輸出先は日本」のタイトルで PEFC 国際森林認証制度（以下「PEFC 認証制度」という）に言及する記事が掲載されました。この記事の中で PEFC 本部による認証制度に関するコメントとして引用されている部分には、読者に誤解を生じる懸念があると思われる箇所が見受けられますので、今般、PEFC 認証制度の特長、そして、その信頼性を確保するための基礎となっている仕組みについて説明し、PEFC 関係者はもとより、市民・消費者の方々に PEFC 認証制度について、ご理解を賜りたくご案内申し上げます。

(1) PEFC 認証制度は、持続可能な森林管理をグローバルに促進することを使命としており、PEFC との相互承認を行った各国の森林認証制度は、世界の 149 か国が参加して策定された「政府間プロセス（持続可能な森林管理のための基準と指標）」をベースにするとともに、PEFC 国際認証規格との適合性を厳しく検証した上で PEFC の承認を求めて制定しております。

このことから、PEFC との相互承認を行った各国の森林認証制度による認証を受けた森林を原産地とする木材製品や紙製品については、合法性は言うに及ばず持続可能性が担保されております。

また、認証製品に部分的に認証材以外の原材料が使用される場合であっても、認証材以外の原材料については、管理材として認証規格に基づき CoC 認証企業により「問題のある出处」からの原材料が混入しないように厳しく検証（「デューディリジェンス・システム」：DDS）し、リスク管理がなされております。

(2) 企業や団体が、PEFC との相互承認を行った各国の森林認証制度による森林管理認証や CoC 認証を取得するにあたっては、各国の国際認定フォーラム（IAF）に加盟した認定機関により、その認証審査の能力や資質そして独立性などについて厳格に検証されて認定を受けている認証機関によって、「森林管理認証（FM）規格」や「COC 認証規格」の要求事項に対する適合性について、厳しい審査・評価を受けなければなりません。つまり、認証取得者は、認証規格への適合性について、独立し



SGEC/PEFC-Japan



SGEC/31-01-01

Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the
Endorsement of Forest Certification scheme

Nagata-cho building 4F, 2-4-3 Nagata-cho, Chiyodaku, Tokyo, Japan

Tel +81-3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368 <http://www.sgec-eco.org>

PEFC/31-01-02

た審査者である認証機関に対して立証し、その審査を受けることが必須要件となっております。

このような PEFC の認証手順は、国際的に認められた ISO のベストプラクティスの要求に従っており、認証機関による認証規格への適合性が確認されない限り認証が付与されることはありません。

もちろん、認証機関は、認証森林 (FM) や CoC 認証企業に対して市民・消費者などから疑義が提起された場合には、その問題解決のために「苦情申し立ての手続き」を有しており、この手続きは誰でも、包括的な調査のために無償で使うことが可能です。この手続きを十全に活用できることが、PEFC 認証制度の信頼性を確保する上で重要な要素の一つとなっております。

以上が、私どもが PEFC 認証制度について自信をもって皆様にご案内できる理由です。

(3) PEFC は、世界中の何百万人も森林所有者や何千もの企業や団体はもとより、多くの関係機関や市民・消費者の方々による信頼と支持をいただいております。

PEFC は、世界をリードする森林認証制度として、第三者による評価を受けてきました。この中には最も包括的かつ公正・公平な評価の一例と考えております英国やオランダ政府が実施している森林認証制度の評価制度があります。PEFC はこうした制度によっても高い評価を受けており、PEFC 認証材はこれらの国々を含む多くの主要国の公的木材調達に適格とされています。特に、英国の評価では、PEFC は他の認証制度よりも、その要求事項に対する適合性が高いと認められています。

PEFC 及び各国の PEFC 認証機関は、今後とも、PEFC 認証制度の厳正かつ的確な運営に努力することとしておりますので、PEFC 関係者はもとより、市民・消費者の方々におかれましては、PEFC 認証制度の信頼性に対する一層のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

SGEC/PEFC-J 会長佐々木恵彦

PEFC CEO ベン・ガニバーグ

資料 1

マレーシア木材認証会議 (MTCC) からの報告

1. 去る 1 月 29 日付の朝日新聞記事で紹介された新国立競技場のコンクリート型枠に使用されたシンヤン社の供給によるマレーシア産合板は、PEFC/MTCC の認証森林から生産された認証材および PEFC-COC 規格に組み込まれたリスク管理手順 (DDS) による検証を受けた管理材を原材料としております。
2. 同新聞で報道されたロングジェイク村の区域内の森林については、該当の森林は PEFC/MTCC の認証森林ではありません。また、同村の区域から生産された木材は、新国立競技場の建設に使用された合板製造の原材料としては使用されております。
3. 現在、マレーシアのサラワク州においては森林認証への理解が不足しており、同州の全森林面積約 16 万 ha のうち、認証森林面積は MTCC 認証森林の約 3.9%に留まっております。
4. 2017 年 11 月、サラワク州副大臣は持続可能な森林管理の一層の促進を図るために同州内のすべての長期森林コンセッションが森林認証を取得するように命じました。
詳細につきましては、下記をご参照ください。
<http://www.theborneopost.com/2017/11/08/forest-management-certification-to-be-made-mandatory/>
5. こうした状況の中、MTCC としては、今回の新国立競技場の建設にあたり、日本オリンピック組織委員会が PEFC/MTCC の認証材の使用を認めたことは、サラワク州において森林認証を促進する上で、大きな励みとなりました。
MTCC としては、今後においても、マレーシアにおける森林認証の促進に繋がるモチベーションが高まるよう、関係者をはじめ皆様からのサポートを強く希望致します。

(マレーシア木材認証会議 : MTCC)



SGEC/31-01-01

SGEC/PEFC-Japan

Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the
Endorsement of Forest Certification scheme

Nagata-cho building 4F, 2-4-3 Nagata-cho, Chiyodaku, Tokyo, Japan
Tel +81-3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368 <http://www.sgec-eco.org>



PEFC/31-01-02

February 2018

To whom it may concern,

Re: Asahi Shimbun's Article (International Affairs) dated 29th January 2018

PEFC Japan expresses its sincere appreciation for your usual support and sympathy of PEFC International Forest Certification System.

On 29th January, Asahi Shimbun reported an article on the 9th page titled, "Japan, the Largest Importer of Woods", which included a reference to PEFC International Forest Certification System (hereafter, referred as "PEFC"). The reference to PEFC in the article introduced a comment as quoted from PEFC International. But, we are afraid that this part of the article could have caused a misunderstanding about PEFC among Asahi readers. We, therefore, we would like to provide you with an explanation on the characteristics of PEFC and its basic mechanism of securing firm credibility for gaining the understanding of PEFC by not only PEFC stakeholders but also citizens and consumers.

(1) PEFC has a mission to promote sustainable forest management globally and the PEFC-endorsed national forest certification schemes are grounded on "inter-governmental processes (criteria and indicators of sustainable forest management)" which were developed by a participation of 149 countries, and PEFC endorsement which follows rigorous evaluation of conformity with PEFC's international certification standards.

Because of this, we can say that wood and paper products originated from forests certified to PEFC-endorsed national forest certification schemes assure not only legality, needless to say, but also sustainability.

In the case that non-certified materials are used in certified products, risk management is practiced for such materials by COC-certified companies following DDS requirement for avoiding the input of materials from controversial sources and claiming them as "PEFC-control" materials.

(2) Upon companies' and groups' acquiring FM and COC certification from PEFC-endorsed national schemes, it is necessary that they go through rigorous audit and evaluation for their conformity with the requirements of FM and COC standards. The audit and evaluation are conducted by a certification body, which is accredited by an accreditation body that is a member of IAF, for its audit capability, quality and independence. This means that it is an indispensable condition for an acquirer of a certification to receive audit by independent



SGEC/PEFC-Japan



SGEC/31-01-01

Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the
Endorsement of Forest Certification scheme

Nagata-cho building 4F, 2-4-3 Nagata-cho, Chiyodaku, Tokyo, Japan

Tel +81-3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368 <http://www.sgec-eco.org>

PEFC/31-01-02

auditor and prove the conformity to the certification standards.

PEFC's certification procedure follows the internationally recognized ISO's best practice requirements and its certification will never be granted without certification body's confirmation of a conformity with the certification standards.

Needless to say, for the case that citizens or consumers raise doubts on certified forest (FM) or COC-certified company, certification bodies offer "grievance procedure" for solution of the problem, and this procedure is fully available for everybody for seeking an inclusive investigation for free of charge. The availability of this procedure is one of the most important elements for securing the credibility of PEFC certification system.

The above is the reason why we are able to introduce PEFC certification system to you with confidence.

(3) PEFC enjoys trust and support from not only millions of forest growers and thousands of companies but also numerous relative organizations, citizens and consumers of the world. PEFC, as the leading forest certification scheme, is rated highly by third party evaluations. Among such evaluations are the forest certification scheme evaluation systems conducted by the government of the UK and Netherland. PEFC is rated high by such evaluation systems and PEFC-certified materials are accepted as eligible for public procurement policies of many leading countries including these two countries. Especially, PEFC's conformity with the requirements of the UK government's evaluation systems is ranked higher than other certification schemes.

PEFC and the national certification systems are committed to continue efforts in administering PEFC forest certification system robustly and adequately.

We would be extremely pleased if we could gain even better understanding of the credibility of PEFC Forest Certification Scheme from not to mention our stakeholders but also citizens and consumers.

Mr. Satohiko Sasaki

Chairman, SGEC/PEFC Japan

Mr. Ben Gunneberg

C.E.O. PEFC

Reference 1

Summary of the Report from MTCC

1. The Malaysian plywood supplied by Shin Yang and used for the concrete frames for the construction of New National Stadium, reported by ASAHI SHINBUN, dated 29, January 2018, has been sourced from PEFC/MTCS-certified forest and PEFC controlled sources materials verified through the PEFC Chain of Custody certification with inbuilt due diligence system (DDS).
2. With regard to the forests in Long Jeik Village highlighted in the article by Asahi Shimbun dated 29 January, the forests concerned are not certified under the PEFC/MTCS. And, wood sourced from this area is not utilized for the manufacture of plywood supplied to Japan for the construction of the New National Stadium.
3. Currently, the uptake of forest certification is low and the total area of forests in Sarawak certified is only around 3.9% (approximately 160 thousand ha) of the total certified forests under the PEFC/MTCS in Malaysia.
4. Last November, the Deputy Chief Minister of Sarawak announced the mandatory requirement for all long-term forest concessions in the state to obtain forest certification to further promote sustainable forest management. For details please read the following article.

[*http://www.theborneopost.com/2017/11/08/forest-management-certification-to-be-made-mandatory/](http://www.theborneopost.com/2017/11/08/forest-management-certification-to-be-made-mandatory/)

5. In this context, MTCC is much encouraged by the decision of the Japan Olympic and Paralympic Committee to specify the use of PEFC/MTCS certified wood for the construction of New National Stadium. MTCC hopes that our stakeholders and everyone else will extend similar encouragement to provide motivation for greater uptake of certification in Malaysia.

(Malaysian Timber Certification Council: MTC)